令和８年度公表

伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第 58 条の２及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

目次

１　任免等に関する状況・・・・・・・・・・ 1

２　人事評価の状況・・・・・・・・・・・・ 4

３　給与及び職員数の状況・・・・・・・・・ 5

４　勤務時間その他の勤務条件の状況・・・21

５　職員の休業に関する状況・・・・・・・・25

６　分限処分及び懲戒処分の状況・・・・・26

７　服務の状況・・・・・・・・・・・・・・28

８　退職管理の状況・・・・・・・・・・・・30

９　研修の状況・・・・・・・・・・・・・・31

10　福祉及び利益の保護の状況・・・・・・34

11　公平委員会の業務の状況・・・・・・・35

伊　賀　市

1　任免等に関する状況

（1）新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに実施した職員採用試験及び選考の結果による新規採用者数の状況は次のとおりです。

① 競争試験　（単位：人）

職　　種	採用者数
事務職	19（13）
土木技術職	2（1）
上下水道事業技術職	1（0）
保育士	5（5）
消防職	4（0）
消防職〔救急救命士〕	1（0）
合　　計	32（19）

※（　）はうち女性

② 選考　（単位：人）

職　　種	採用者数
医師	8（1）
医師（任期付）	1（0）
管理栄養士	1（1）
作業療法士	1（1）
看護師	9（8）
看護師（任期付）	1（1）
介護福祉士	2（1）
社会福祉士	1（1）
事務職（市民病院）	1（0）
事務職（任期付）	7（6）
司書（任期付）	1（1）
保育士（任期付）	1（1）
合　　計	34（22）

（2）再任用の状況

条例に基づき再任用制度を実施しています。

令和８年４月１日現在の職員の再任用の状況は次のとおりです。

①暫定再任用職員　（単位：人）

区　　分	フルタイム勤務	短時間勤務	合　　計
市長部局等	12	18	30
消防部局	0	2	2
上下水道部局	0	1	1
教育委員会	8	1	9
合　　計	20	22	42

※市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと（以下同様）

②定年前再任用短時間勤務職員　（単位：人）

市長部局等	7
消防部局	0
上下水道部局	0
教育委員会	0
合　　計	7

（３）退職者の状況

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの退職者数は次のとおりです。

（単位：人）

区　　分	定年退職	勧奨退職	普通退職ほか	合　　計
市長部局等	0	1	46	47
消防部局	0	0	3	3
上下水道部局	0	0	0	0
教育委員会	0	0	4	4
合　　計	0	1	53	54

※再任用職員は除く。

※当該年度は定年引上げ制度に伴う経過措置期間中のため、定年退職はありません。

（４）障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では障がい者を別枠で採用するよう努めています。

パートタイム会計年度任用職員を含む、令和８年６月１日現在の障がい者の任用総数は次のとおりです。

区分	市長部局等	教育委員会	上下水道部局
障がい者雇用者数（人）	27	3	1
法定雇用障がい者数（人）	27	2	1
不　足　数　（人）	0	−1	0

※法定雇用率は 2.8％

（5）女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

令和８年４月１日現在の女性職員の登用状況については次のとおりです。

（単位：人）

区 分	管理職総 数	うち女性	女性の割合（%）	女性管理職の内訳	
				部長級（次長・監・参事を含む）	課長級（室長・副参事を含む）
市長部局等	129	49	38.0	5	44
消 防 部 局	37	0	0	―	―
上下水道部局	6	0	0	―	―
教育委員会	14	7	50.0	2	5
合 計	186	56	30.1	7	49

※医師を除く

（6）昇任試験の状況

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに実施した昇任試験の実施状況は次のとおりです。

①行政職

試験の種類	受験者数（人）	昇任者数（人）
係 長 級 昇 任 試 験	16	9
主 幹 級 昇 任 試 験	37	7

②消防職

試験の種類	受験者数（人）	昇任者数（人）
消防士長昇任試験	4	0
消防司令補昇任試験	8	4
消 防 司 令 昇 任 試 験	7	2
消 防 司 令 長 試 験	7	3

（7）フルタイム会計年度任用職員の任用状況

令和８年４月１日現在のフルタイム会計年度任用職員の任用状況は次のとおりです。

（単位：人）

区 分	フルタイム会計年度任用職員
市 長 部 局 等	0
消 防 部 局	0
上 下 水 道 部 局	0
教 育 委 員 会	0
合 計	0

２　人事評価の状況

（１）人事評価の概要

地方公務員法の改正により、平成 28 年度から全職種を対象とした人事評価を実施しています。

人事評価制度では、上司との面談を通じて評価結果を本人に還元することで能力の現状認識を促し、個々の能力に応じた人材育成を図っています。また、目標管理制度を活用することによって、目標達成に向けたプロセスでのＯＪＴ[1]を促し、継続的で計画的な人材育成を図っています。

今後も、人事評価制度を効果的かつ適切に運用し、職員のチャレンジ精神を高揚させ、改革、改善する習慣の定着化を推進します。

（２）人事評価の実施状況

令和７年度の実施状況は次のとおりです。

１．評価期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

２．評価対象

・行政職の職員　　副参事以上 109 名　主幹以下 499 名　再任用 25 名
・保育士及び幼稚園教諭　副参事以上　14 名　主幹以下　86 名
・医療職の職員　　255 名
・消防職の職員　　副参事以上　35 名　主幹以下 129 名
・技能職の職員　　45 名

計　1,197 名

（３）人事評価の活用

人事評価結果からその職員に応じた人材育成を行うほか、行政職については、令和７年度の評価結果を令和８年６月期の勤勉手当に反映させています。

評価区分及び反映方法

評価区分		反映方法
A	総合評価（副参事級以上は総合評価と部局目標の両方）が「優」かつ他に４つ以上の項目で「優」があり、「不可」がない者	標準の成績率とし、加えて区分Ｃにおいて減算された額を配分する
B	Ａ又はＣ以外の者	標準の成績率とする
C	部局目標評価を除くすべての項目で「不可」となった者	標準の成績率×96/100 とする

[1] On the Job Training の略

職員の実践的な能力を高めることを目的に、職場において、上司、先輩職員等（ＯＪＴを行う側）が部下、後輩職員等（ＯＪＴを受ける側）に対して、日常業務を通じて実務に必要な知識・技能、公務員としての視点、態度、行動基準などについて、意図的・計画的・継続的に指導育成を行う全ての活動のこと

3 給与及び職員数の状況

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

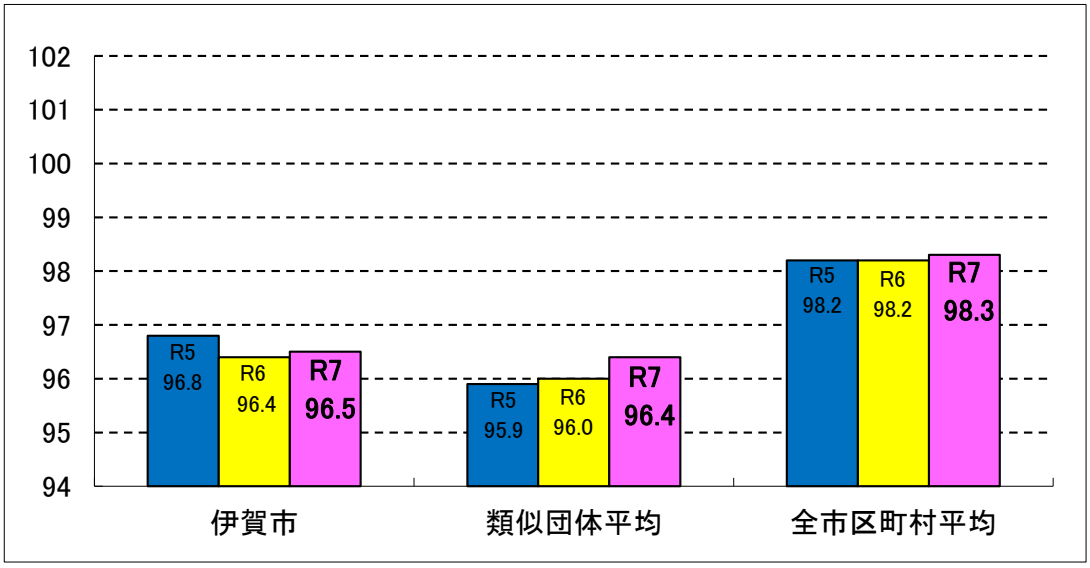
区 分	住民基本台帳人口 (R7年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考） R6年度の人件費率
R7年度	人 82,685	千円 46,626,179	千円 60,578	千円 9,565,013	% 20.5	% 19.7

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費 給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり 給与費 B／A
R7年度	人 904	千円 3,569,986	千円 874,297	千円 1,548,512	千円 5,992,795	千円 6,630

（注）1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、令和７年４月１日現在の人数

（3）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



（注）1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45.6 歳	353,200 円	455,000 円

②技能労務職

区　　分	公　務　員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	52.8 歳	73 人	293,789 円	356,408 円
うち清掃職員	58.0 歳	12 人	336,266 円	385,718 円
うち給食調理員	61.3 歳	12 人	271,583 円	288,718 円
うち用務員	60.6 歳	7 人	290,557 円	349,389 円
うちその他	47.5 歳	42 人	288,535 円	368,543 円

③教育職（幼稚園教諭）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
52.0 歳	431,912 円	460,988 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額
　　２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの

（２）職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		伊　賀　市
一般行政職	大　学　卒	232,000 円
	高　校　卒	200,300 円
技能労務職	高　校　卒	200,300 円
	中　学　卒	191,400 円

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大　学　卒	289,416 円	316,492 円	367,747 円
	高　校　卒	264,800 円	291,622 円	348,125 円

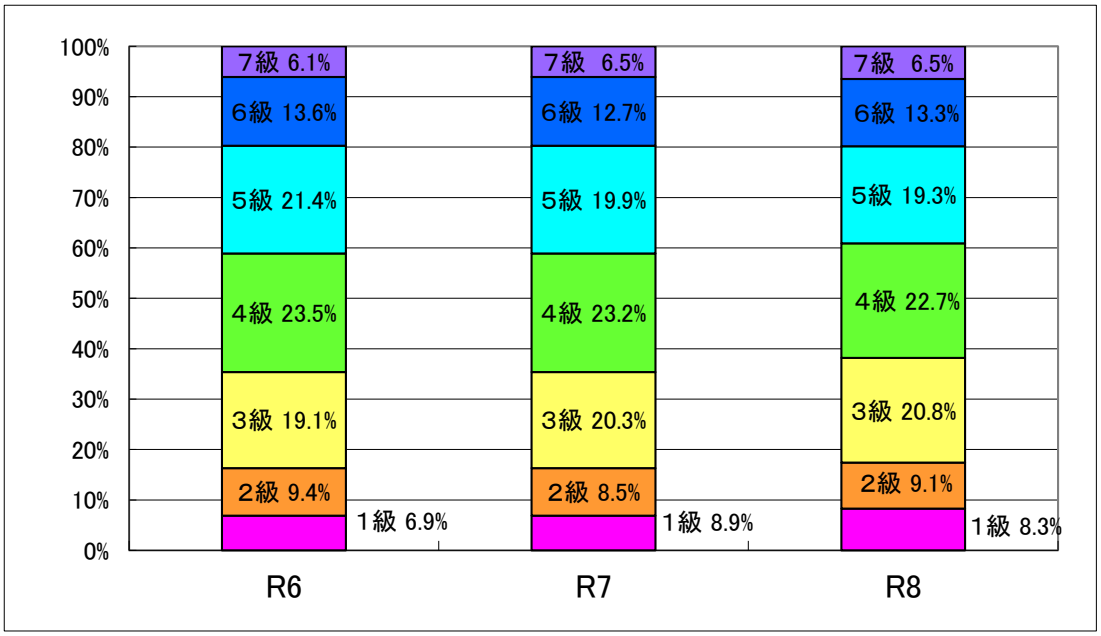
３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	定期的・一般的な業務を行う職員の職務	人 44	% 8.3
2　級	特に困難な業務を行う職員の職務	人 48	% 9.1
3　級	主任の職務	人 110	% 20.8
4　級	係長、主査の職務	人 120	% 22.7
5　級	主幹及び施設等の長の職務	人 102	% 19.3
6　級	課長、困難な業務を処理する施設等の長及び副参事の職務	人 70	% 13.3
7　級	参与、部長、次長、特定の部門又は事業を統括する監及び参事の職務	人 34	% 6.5

（注）１　伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

（２）一般行政職の級別職員数の比較（各年４月１日現在）



４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当（令和８年４月１日現在）

伊　　賀　　市
１人当たり平均支給額（R7年度） 1,730　千円
（R7年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.525　月分　　2.125　月分 （ 1.425 ）月分　（ 1.025 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　　5～15％

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合

（２）退職手当（令和８年４月１日現在）

伊　　賀　　市		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
（退職時特別昇給	無し	）
１人当たり平均支給額	定年・勧奨等	23,372 千円
	自己都合	4,671 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額

（３）地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）			113,150　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）			126　千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
伊賀市	4　％	907　人	4　％
津市（派遣先）	4　％	3　人	4　％
鈴鹿市（派遣先）	10　％	1　人	10　％

（4）特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）	21,078　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	98　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）	23.67　％
手当の種類（手当数）	12 種類

手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務（庁外勤務）	250円/日
		市税の滞納による強制執行の事務（庁外勤務）	500円/日
社会福祉事務従事手当	一般行政職	生活保護法等に関する訪問調査等の事務（庁外勤務）	200円/日
		介護保険法に関する訪問調査等事務（庁外勤務）	100円/件
		障害者自立支援法等に関する訪問調査等事務（庁外勤務）	150円/件
行旅病人・死亡人取扱手当	一般行政職	行旅病人の取扱い	1,500円/回
		行旅死亡人の取扱い	4,500円/回
防疫作業等従事手当	一般行政職	感染症患者等救護又は関係物件等の消毒、処理作業	500円/日
		病原体を有する家畜等の防疫又は処理作業	500円/日
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項から第４項まで及び第７項から第９項までに規定する感染症等に対処する業務に従事したとき	4,000円以内/日
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診療所等での死後処理	1,200円/回
災害応急作業等手当	一般行政職	市外における災害応急対策又は災害復旧のための業務（避難指示等区域外）	1,080円/日
		市外における災害応急対策又は災害復旧のための業務（避難指示等区域内）	2,160円/日
清掃業務従事手当	技能労務職員	ごみの収集作業又は処理作業	1,150円/日
		し尿の収集作業又は処理作業	1,150円/日
		浄化センターの各槽内での清掃作業	950円/回
公害関係業務等従事手当	技能労務職員	公害防止のための現地調査又は取締り	300円/日
		不法投棄廃棄物の回収又は処理作業	500円/日
消防業務手当	消防吏員	消防吏員で日勤の者	150円/日
		消防吏員のうち交代制勤務の者	250円/日
		上記のうち救急救命士の資格を有する者	350円/日
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消防業務に２時間以上従事	300円/回
出動手当	消防吏員	水・火災及び救助現場での消防活動	400円/回
		救急現場での救急業務	300円/回
		救急救命士が、現場にて救命行為を実施	500円/回
救急救命士確保手当	消防吏員	採用時に救急救命士の免許を取得している消防吏員が、月に10日以上勤務したとき	月額 5,000円～ 14,000円

（5）時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	360,067　千円
職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	503　千円
支給実績（R6年度決算）	351,016　千円
職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	486　千円

（6）その他の手当（令和８年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R7年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）
扶養手当	配偶者　－ 子　13,000円 父母等（子以外）　6,500円	同	－	104,666　千円	267　千円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	－	40,848　千円	287　千円
通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用者 限度額55,000円以内 交通用具（自動車・バイク等）利用者 2,500円～29,800円	異	下表のとおり	75,229　千円	93　千円
管理職手当	役職に対して定額 副参事級　39,000円 課長級　48,000円 55,000円 参事級　59,000円 部次長級　69,000円 部長級　85,000円	異	支給単価	97,911　千円	644　千円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、午後10時から翌日午前5時までの間（週休日当に含まれる時間を除く）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ 6,000円～12,000円 （3時間未満の場合はこの額の50/100）	異	支給単価	2,432　千円	28　千円
宿日直手当	4時間以上7時間45分未満 2,350円 7時間45分以上18時間未満 4,700円	異	支給単価	0　円	0　円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	－	58,916　千円	217　千円

※通勤手当比較

市の制度		国の制度			
(1) 2km以上5km未満	2,500円	(1) 2km以上5km未満	2,000円	(12)55km以上60km未満	35,500円
(2) 5km以上10km未満	5,000円	(2) 5km以上10km未満	4,200円	(13)60km以上65km未満	38,700円
(3)10km以上15km未満	8,700円	(3)10km以上15km未満	7,300円	(14)65km以上70km未満	42,200円
(4)15km以上20km未満	11,800円	(4)15km以上20km未満	10,400円	(15)70km以上75km未満	45,700円
(5)20km以上25km未満	14,400円	(5)20km以上25km未満	13,500円	(16)75km以上80km未満	49,200円
(6)25km以上30km未満	17,000円	(6)25km以上30km未満	16,600円	(17)80km以上85km未満	52,700円
(7)30km以上35km未満	19,600円	(7)30km以上35km未満	19,700円	(18)85km以上90km未満	56,200円
(8)35km以上40km未満	21,900円	(8)35km以上40km未満	22,800円	(19)90km以上95km未満	59,600円
(9)40km以上45km未満	24,600円	(9)40km以上45km未満	25,900円	(20)95km以上100km未満	63,000円
(10)45km以上50km未満	27,200円	(10)45km以上50km未満	29,100円	(21)100km以上	66,400円
(11)50km以上	29,800円	(11)50km以上55km未満	32,300円		

５　公営企業職員の状況

（１）病院事業（ただし、地方公営企業法は一部適用）

① 職員給与費の状況

決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
R7年度	千円 5,481,871	千円 △ 251,139	千円 2,088,162	% 38.1	% 37.6

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
R7年度	人 275	千円 1,067,524	千円 559,365	千円 461,274	千円 2,088,163	千円 7,593

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない
　　２　職員数は、令和８年３月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
医　師	43.5 歳	491,091 円	1,211,203 円
看護師	40.9 歳	306,741 円	434,874 円
事務職員	47.5 歳	360,631 円	498,270 円

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当（令和８年４月１日現在）

病　院　事　業	
１人当たり平均支給額（R7年度）	1,656 千円
（R7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分
（ 1.425 ）月分	（ 1.025 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算　5～15%	

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

病　院　事　業		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
（退職時特別昇給	無し	）
１人当たり平均支給額	1,783 千円	

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額

ウ　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）			52,345 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）			193 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
伊賀市	4 %	医師以外 261 人	4 %
医療職給料表を適用する者	16 %	医師 23 人	

エ　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）	247,717　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	917　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）	100.0　％
手当の種類（手当数）	18　種類

手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院勤務職員	上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者	450円/日
放射線取扱手当	技師	エックス線その他の放射線を人体に対して放射する作業	280円/日
臨床検査従事手当	技師	病理検査の作業	220円/日
夜間看護手当	看護師	深夜帯（全部）に行う看護業務等に従事（月4回目以降）	13,000円/回
		深夜帯（全部）に行う看護業務等に従事（月3回目まで）	11,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（4時間以上）	9,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（2時間以上4時間未満）	8,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事（2時間未満）	6,000円/回
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院での死後処理	1,200円/回
解剖手当	技師	上野総合市民病院での死体の解剖	1,600円/件
救急医療等業務手当	医師（管理職）	勤務時間外に救急医療等の業務（6時間以上）	30,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務（3時間以上6時間未満）	12,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務（3時間未満）	8,000円/回
救急外来患者等診療手当	医師	救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療（患者に入院を指示した場合）	6,000円/人
		救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療（上記以外の場合）	3,000円/人
待機手当	医師	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき（院内待機）	10,000円/回
		救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき（院外待機）	5,000円/回
	その他の職員	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき	3,000円/回
	訪問看護ステーションに勤務する看護師	利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき（17時30分から翌日の8時30分まで）	1,500円/回
		利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき（8時30分から翌日の8時30分まで）	2,000円/回
放射線読影手当	医師	患者の放射線画像を緊急の要により院外で読影診断したとき	2,000円/回
医師確保手当	医師	医師業務に従事（医師の経験年数2年未満の者を除く）	給料の25%
		医師の経験年数　3年未満	100,000円/月
		医師の経験年数　3年以上7年未満	170,000円/月
		医師の経験年数　7年以上10年未満	180,000円/月
		医師の経験年数　10年以上	150,000円/月
研究手当	医師	医師業務に従事（医師の経験年数2年未満の者を除く）	100,000円/月
職務手当	医師	医師の経験年数　2年未満	16,600円/月
		医師の経験年数　2年以上3年未満	56,000円/月
		医師の経験年数　3年以上7年未満	110,300円/月
		医師の経験年数　7年以上10年未満	163,300円/月
		医師の経験年数　10年以上	199,200円/月
		院長	350,000円/月
		副院長	250,000円/月
	看護師	職務の級　3級	10,000円/月
		職務の級　4級	7,000円/月
		職務の級　5級	5,000円/月
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事（職務年数により段階有り）	～50,000円/月
防疫作業等従事手当	上野総合市民病院勤務職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項から第４項まで及び第７項から第９項までに規定する感染症等に対処する業務に従事したとき	4,000円以内/日
研修医指導管理者手当	医師	臨床研修医の指導管理業務に従事（プログラム管理者）	30,000円/月
		臨床研修医の指導管理業務に従事（指導担当者）	10,000円/月
内視鏡業務手当	医師	内科以外の医師が月２日以上内視鏡業務医師業務に従事（日本消化器内視鏡学会の指導医）	50,000円/月
		内科以外の医師が月２日以上内視鏡業務医師業務に従事（日本消化器内視鏡学会等の専門医）	20,000円/月
院外病院診療手当	医師	協定等に基づき報酬を受けることなく他の病院で診療棟に従事（４時間未満）	10,000円/日
		協定等に基づき報酬を受けることなく他の病院で診療棟に従事（４時間以上）	20,000円/日

オ　時間外勤務手当

支　給　実　績　（　R7　年　度　決　算　）	79,012　千円
職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	305　千円
支　給　実　績　（　R6　年　度　決　算　）	78,912　千円
職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	305　千円

カ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R7年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）
扶養手当	配偶者　－ 子　13,000円 父母等（子以外）　6,500円	同	－	31,205　千円	291　千円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	－	11,560　千円	298　千円
通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用者 限度額55,000円以内 交通用具（自動車・バイク等）利用者 2,500円～29,800円	同	－	26,698　千円	105　千円
管理職手当	役職に対して定額 副参事級　39,000円 課長級　48,000円 55,000円 参事級　59,000円 部次長級　69,000円 部長級　85,000円	一部異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	18,191　千円	811　千円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、午後10時から翌日午前5時までの間（週休日当に含まれる時間を除く）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ 6,000円～12,000円 （3時間未満の場合はこの額の50/100）	一部異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	45,000　円	15,000　円
宿日直手当	・医師：35,000円 ＊ただし、救急輪番日の当直については45,000円） ・看護師・技師：　6,300円 ＊ただし、4時間未満は半額	異	支給単価	16,107　千円	394　千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	－	16,590　千円	1,411　千円

（２）水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R7年度	2,861,547	94,915	163,412	5.7	5.4

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費37,620千円を含まない

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R7年度	28	119,026	24,995	57,011	201,032	7,180

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない
　　２　職員数は、令和８年３月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.7 歳	351,114 円	435,105 円

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当（令和８年４月１日現在）

水　道　事　業
１人当たり平均支給額（R7年度） 2,036 千円
（R7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2..525 月分　2.125 月分 （ 1.425 ）月分　（ 1.025 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

水　道　事　業		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
（退職時特別昇給	無し	）
１人当たり平均支給額	0 千円	

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額

ウ　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）	3,812 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	136 千円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
伊賀市	4 %	28 人	4 %

エ　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）	2,261　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	81　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）	100.0　%
手当の種類（手当数）	3　種類

手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	6,998　千円
職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	292　千円
支給実績（R6年度決算）	6,377　千円
職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	266　千円

カ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者　－ 子　13,000円 父母等（子以外）　6,500円	同	－	4,878　千円	232　千円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	－	870　千円	290　千円
通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用者 限度額55,000円以内 交通用具（自動車・バイク等）利用者 2,500円～29,800円	同	－	2,920　千円	108　千円
管理職手当	役職に対して定額 副参事級　39,000円 課長級　48,000円 55,000円 参事級　59,000円 部次長級　69,000円 部長級　85,000円	同	－	3,168　千円	792　千円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、午後10時から翌日午前5時までの間（週休日当に含まれる時間を除く）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ 6,000円～12,000円 （3時間未満の場合はこの額の50/100）	同	－	34　千円	17　千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	－	54　千円	9　千円
宿日直手当	4時間以上7時間45分未満 2,350円 7時間45分以上18時間未満 4,700円	同	－	0　千円	0　千円

（3）下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
R7年度	千円 2,192,590	千円 64,633	千円 66,966	% 3.1	% 2.8

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,111千円を含まない

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
R7年度	人 13	千円 55,650	千円 10,015	千円 25,412	千円 91,077	千円 7,006

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない
　　2　職員数は、令和８年３月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.3 歳	347,423 円	428,196 円

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当（令和８年４月１日現在）

下　水　道　事　業	
１人当たり平均支給額（R7年度）	1,955 千円
（R7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分
（ 1.425 ）月分	（ 1.025 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算　5～15%	

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

下　水　道　事　業				
（支給率）	自己都合	勧奨・定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
（退職時特別昇給	無し	）		
１人当たり平均支給額	0 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額

ウ　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）			1,745 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）			134 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
伊賀市	4 %	13 人	4 %

エ　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R7年度決算）	956　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	74　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）	100.0　%
手当の種類（手当数）	3　種類

手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	3,128　千円
職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）	261　千円
支給実績（R6年度決算）	2,575　千円
職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）	215　千円

カ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	配偶者　－ 子　13,000円 父母等（子以外）　6,500円	同	－	1,704　千円	243　千円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	－	626　千円	313　千円
通勤手当	交通機関（電車・バス等）利用者 限度額55,000円以内 交通用具（自動車・バイク等）利用者 2,500円～29,800円	同	－	1,002　千円	91　千円
管理職手当	役職に対して定額 副参事級　39,000円 課長級　48,000円 55,000円 参事級　59,000円 部次長級　69,000円 部長級　85,000円	同	－	828　千円	828　千円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、午後10時から翌日午前5時までの間（週休日当に含まれる時間を除く）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ 6,000円～12,000円 （3時間未満の場合はこの額の50/100）	同	－	0　千円	0　千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	－	25　千円	8　千円
宿日直手当	4時間以上7時間45分未満 2,350円 7時間45分以上18時間未満 4,700円	同	－	0　千円	0　千円

６　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	924,000 円		
	副市長	716,000 円		
	教育長	620,000 円		
	上下水道事業管理者	570,000 円		
報酬	議長	530,000 円		
	副議長	467,000 円		
	議員	423,000 円		
期末手当	市長 副市長 上下水道事業管理者	（R7年度支給割合） 期末手当 3.6 月分		
	教育長	期末手当 4.0 月分		
	議長 副議長 議員	（R7年度支給割合） 期末手当 3.3 月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	16,632,000 円	任期毎
	副市長	退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,019,200 円	任期毎
	教育長	退職時給料月額×在職年数×100分の200	3,720,000 円	任期毎
	上下水道事業管理者	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,560,000 円	任期毎

（注）１　期末手当基礎額の報酬月額は、20％の加算措置あり
　　２　退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる

7　職員数の状況

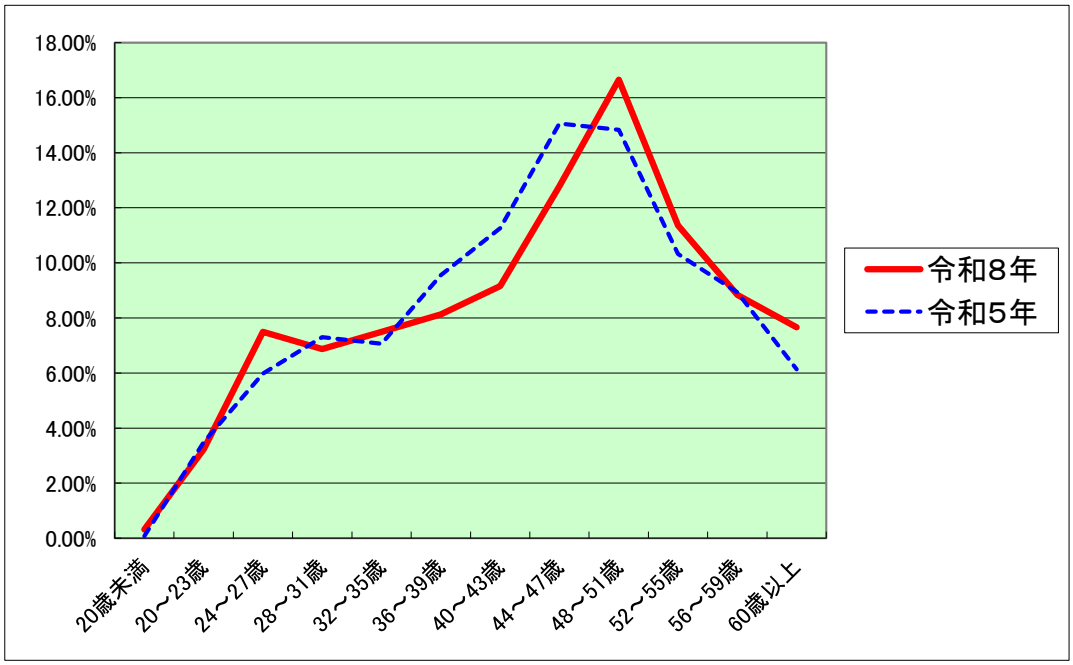
（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	7 人	7 人	0 人	
		総務・企画	183 人	193 人	10 人	育児休業等人事担当課付職員増、戸籍等業務の増加等
		税務	36 人	35 人	△ 1 人	人員の適正配置
		労働	0 人	0 人	0 人	
		農林水産	32 人	32 人	0 人	
		商工	16 人	17 人	1 人	産業振興体制の強化
		土木	58 人	59 人	1 人	人員の適正配置
		民生	225 人	226 人	1 人	人員の適正配置
		衛生	60 人	57 人	△ 3 人	環境保全体制の強化
		小計	617 人	626 人	9 人	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　75.7 人
	教育部門		84 人	79 人	△ 5 人	技能職員の不補充、人員の適正配等
	消防部門		177 人	179 人	2 人	消防活動体制の強化
	小計		878 人	884 人	6 人	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　106.9 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　人）
公営企業等会計部門	病院		283 人	284 人	1 人	診療体制の強化
	水道		27 人	27 人	0 人	
	下水道		13 人	13 人	0 人	
	その他		30 人	29 人	△ 1 人	人員の適正配置
	小計		353 人	353 人	0 人	
合計			1,231 人 [1,354 人]	1,237 人 [1,354 人]	6 人 [0 人]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　149.6 人

（注）１　この表は、総務省地方公共団体定員管理調査によるもので、再任用短時間勤務職員、一部事務組合派遣職員を除く
　　２　[　　]内は、条例で定められた各部局の職員定数の合計

（2）年齢別職員構成の状況（各年４月１日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
Ｒ８年職員数	人 4	人 41	人 95	人 87	人 95	人 103	人 116	人 162	人 211	人 144	人 112	人 97	人 1,267

（注）　再任用職員及び一部事務組合派遣職員を含む

（３）定員管理の状況

職員数については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念にのっとり、地方公共団体が自らの権限と責任において適正に管理しなければならないものです。

市では、合併により抱えた過剰人員の適正化を図るため、定員適正化計画に基づき平成26年度までの10年間、人員削減に取り組んできました。人員削減により人件費の抑制効果を上げてきましたが、行政改革との歩調のずれから各職場で人員不足感が生じるとともに、行政職における年齢構成の歪みが顕著となり、将来の組織運営に影を落とす状況となりました。

そうしたことから、平成27年度からは、「ムダのない行政運営」を進めるための「効率的な定員管理」を基調としながら、民間の経営手法や民間活力の導入などの行政改革との同調を意識した定員管理方針を策定し、柔軟な定員管理をすることとしました。同方針では、類似団体別職員数などの指標を他市と比較し、消防を除く普通会計において、行政改革の進捗に合わせながら、再任用短時間勤務職員を活用することなどにより10年間で約80人の人員削減を目標としました。その結果、令和５年度までに56人を削減し、目標達成率は70.0％となりました。

しかしながら、令和５年度から定年年齢が段階的に引き上げられることとなり、今後60歳を超える職員の割合が増加していくとともに、経過期間中において定年退職者が発生しない年度が生ずることとなるなど、これまでの定員管理方針では前提としていない環境の変化があったことから、令和６年度に定員管理方針を見直しました。見直し後の定員管理方針では、概ね、向こう10年間は、団塊ジュニア世代の大量退職に備え、定年年齢が65歳に達する令和14年４月１日時点で現在と同程度の職員数となるよう、平準化した前倒し採用を行いながら、行政改革の進捗に合わせて柔軟に定員管理を行うこととしています。

定員管理方針上の部局別職員数の実績と推計

（各年４月１日現在）

部門＼区分		令和5年（実績値）	令和6年（実績値）	令和7年（実績値）	令和８年（実績値）	令和15年（推計値）	令和5年～令和15年 年度間比較
普通会計	一般行政部門	640 人	634 人	617 人	626 人	644 人	4 人
	教　育	91 人	86 人	84 人	79 人	72 人	▲ 19 人
	消　防	171 人	174 人	177 人	179 人	199 人	28 人
普通会計　計		902 人	894 人	878 人	884 人	915 人	13 人
公営企業等会計部門　計		354 人	351 人	353 人	353 人	397 人	43 人
総合計		1,256 人	1,245 人	1,231 人	1,237 人	1,312 人	56 人
定員管理方針職員数		**731 人**	**720 人**	**701 人**	**705 人**	**716 人**	**▲ 15 人**

※定員管理の対象は、消防を除く普通会計の職員としています。
　各年度「普通会計　計」から「消防」を減じた数値が「定員管理方針職員数」となります。

８　技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について（平成20年度策定）

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化への取り組みを推進していきます。

(1)給料について

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

(2)諸手当について

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があります。特殊勤務手当については、平成16年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いましたが、一般行政職員を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

(3)昇給について

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上から2号給として昇給抑制を行っていきます。

(4)その他

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(平成25年4月1日現在で138名(再任用職員を含む。)になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

４　勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週 38 時間 45 分を基本に上記と異なる就業時間となります。

（２）休暇制度の概要

区　　分	種　　類	内　　容
年次有給休暇		１暦年 20 日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間（90 日以内、ただし結核は１年以内）
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
	裁判員等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄の提供	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
	ボランティア	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　１暦年５日以内
	結婚	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　７日以内

区　　分	種　　類	内　　容
特別休暇	不妊治療	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき　１暦年５日以内（体外受精及び顕微授精の場合は 10 日以内）
	妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える程度に及ぶものであると認められるとき　正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日１時間以内の期間
	妊産疾病	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき　14 日以内
	育児参加	職員の配偶者が出産する場合に、その出産に係る子又は小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合　５日以内
	産前・産後	産前・産後各８週間（多胎は産前 14 週間）
	保育時間	生後１歳に満たない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日２回それぞれ 30 分以内
	配偶者出産	職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　２日以内
	子の看護等	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１暦年５日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が２人以上の場合は 10 日）
	短期介護	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合　１暦年５日の範囲内の期間（ただし、要介護者が２人以上の場合は 10 日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　配偶者・父母７日、子５日、兄弟姉妹３日など

区　　分	種　　類	内　　容
特別休暇	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合　１日以内
	夏季厚生	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　５日以内
	災害による住居の滅失及び損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき　７日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間
	生理	職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき　２日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３年を超えない期間内において必要と認められる期間
介護時間	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間内において１日につき２時間以内
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事（無給）	職員団体の業務又は活動に従事する期間　１暦年 30 日以内

（3）年次有給休暇の取得状況

職員には１年（暦年）あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20 日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区　　分	平均日数
市長部局等	12.0 日
消 防 部 局	17.2 日
上下水道部局	13.7 日
教育委員会	8.7 日

（4）介護休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消 防 部 局		教育委員会		上下水道部局		合　　計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1

５　職員の休業に関する状況

（１）育児休業等の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消 防 部 局		上下水道部局		教育委員会		合　　計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	12	38	6	2	0	0	0	0	18	40
育児短時間勤務	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
部分休業	4	49	0	1	0	0	0	1	4	51

（２）配偶者同行休業の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消 防 部 局		上下水道部局		教育委員会		合　　計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者同行休業の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

６　分限処分及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職及び降給があります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの分限処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

	処分事由＼処分の種類	免職	降任	休職	降給	合計
市長部局等	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくな	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	44（16）		44（16）
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小　計	0	0	44（16）	0	44（16）
消防部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくな	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	0		0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小　計	0	0	0	0	0
上下水道部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくな	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	0		0
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小　計	0	0	0	0	0
教育委員会	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくな	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	6（2）		6（2）
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小　計	0	0	6（2）	0	6（2）

計	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	50（18）		50（18）
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
総　　計		0	0	50（18）	0	50（18）

※（　　）内は、実人数

（2）懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

	処分の種類 ／ 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	法令に違反した場合	0	0	2	0	2
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小　計	0	0	2	0	2
消防部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小　計	0	0	0	0	0
上下水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小　計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小　計	0	0	0	0	0
計	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
総　　計		0	0	2	0	2

7　服務の状況

（1）職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

（2）消防団員との兼職の状況

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条の規定により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までで 50 人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

（3）営利企業への従事等の許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間の地方公務員法第 38 条第１項の規定に基づく営利企業への従事等の許可の状況は次のとおりです。

区　　分	件数	主な事業内容
Ⅰ　営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる	1 件	公益財団法人役員
Ⅱ　自ら営利企業を営む	4 件	農業、不動産賃貸　等
Ⅲ　報酬を得て事業又は事務に従事	89 件	非常勤講師、統計調査員、成年後見人　等

（4）倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、平成 17 年 12 月に、伊賀市職員等公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日　　付	内　　容	発信者
令和７年４月 21 日	職員の交通法規の遵守について	人事課長
令和７年６月 12 日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
令和７年７月４日	法令等に基づく適正な業務の遂行について	副市長
令和７年８月１日	三重県知事選挙及び三重県議会議員補欠選挙における職員の服務規律の確保について	副市長

令和７年９月 25 日	法令等に基づく適正な業務の遂行について	市長
令和７年 12 月１日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長
令和８年１月 23 日	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保	副市長

８　退職管理の状況

（１）退職管理の概要

○元職員による働きかけの規制

地方公務員法第 38 条の２の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前５年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、働きかけることが禁止されています。

・規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。

・元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

（２）退職管理に係る届出状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

届　出　等　の　種　別	件数
再就職者による依頼等の承認	0 件
公平委員会への通報	0 件

９　研修の状況

（１）職員研修の実施状況

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに実施した研修は、次のとおりです。

研　　修　　名	日　数	受講者数
【独自研修】		
新規採用職員前期研修	3.5 日間	62 人
防災研修（新規採用職員対象）	1 日間	上記に含む
メンタルヘルス研修（新規採用職員対象）	1 日間	45 人
新規採用職員後期研修	1 日間	22 人
管理職研修	1 日間	22 人
係長級研修	1 日間	26 人
主任級研修	1 日間	21 人
主幹級研修（課長級昇任前研修）	2 日間	97 人
普通救命講習	1 日間	24 人
議会対応力向上研修	1 日間	25 人
メンタルヘルス研修（主任級職員対象）	1 日間	23 人
ハラスメント相談等に関する研修会	1 日間	30 人
伊賀地域インターネット差別表現書き込みモニタリング事業	19 日間	17 人
人権・同和問題研修【基礎編】第Ⅰ期（前期）	1 日間	58 人
人権・同和問題研修【基礎編】第Ⅰ期（後期）	1 日間	27 人
人権・同和問題研修【特別研修】第Ⅲ・Ⅳ期	2 日間	133 人
フィールドワーク研修【寺田市民館】（主任級以下職員対象）	1 日間	17 人
共同研究グループ研修	―	6 人
【人権・同和派遣研修】		
第 29 期三重県人権大学講座	19 日間	2 人
【三重県市町総合事務組合主催派遣研修】		
ワンステップ研修Ⅰ（基礎研修）	3 日間	23 人
ワンステップ研修Ⅱ（地方自治法・地方公務員法）	1 日間	22 人
ワンステップ研修Ⅱ（公文書基礎研修）	1 日間	24 人
ワンステップ研修Ⅲ（福祉体験）	1 日間	23 人
ワンステップ研修Ⅳ（自己改善）	2 日間	25 人
ワンステップ研修Ⅴ（自治体情報化基礎研修）	1 日間	23 人
ツーステップ研修Ⅰ（セルフコントロール）	1 日間	17 人
ツーステップ研修Ⅱ（モチベーション）	1 日間	16 人
ツーステップ研修Ⅲ（クレーム対応・ハードクレーム対応）	1 日間	28 人
ツーステップ研修Ⅳ（事務ミス防止）	1 日間	17 人
スリーステップ研修Ⅰ（ＯＪＴトレーナー）	1 日間	1 人

研　　修　　名	日　数	受講者数
フォーステップ研修Ⅰ（情報活用力）	1日間	3人
リーダー研修【新任課長級】（管理職の心構え・マネジメント）	1日間	2人
リーダー研修【課長補佐級】（ハラスメント）	1日間	2人
リーダー研修【課長級】（コンプライアンス）	1日間	2人
マネージャー研修【係長級】①（係長のマネジメント）	1日間	5人
マネージャー研修【係長級】②（政策研修）	1日間	1人
定年延長職員等研修（４月）	1日間	2人
定年延長職員等研修（２月）	1日間	1人
公営企業会計研修	2日間	2人
監査委員研修	1日間	2人
議会事務研修	1日間	3人
給与実務研修	2日間	2人
行政対象暴力総合対策研修（不当要求対策研修）	1日間	2人
複式簿記入門研修	2日間	3人
三重地方財政研修（入門編）	1日間	6人
話し方技法研修	2日間	6人
部下マネジメント研修	1日間	1人
自治体内弁護士が教えるクレーム対応研修	1日間	1人
議会答弁書作成研修	1日間	2人
法制執務研修（初級編）（オンライン）	1日間	27人
法制執務研修（初級編）（対面）	1日間	1人
法制執務研修（実務編）	1日間	15人
法制執務研修（法務編）	1日間	2人
チラシ・パンフレットデザイン研修	1日間	6人
政策法務研修（情報公開条例研修）	1日間	2人
情報処理研修（ｅラーニング）	―	11人
税務実務研修（市町村税（個人税））	1日間	2人
税務実務研修（固定資産税）	1日間	1人
災害時のメンタルヘルス研修	1日間	4人
情報発信研修	1日間	2人
契約事務基礎研修	1日間	5人
モンスタークレーマーへの対し方ハードクレーム研修	1日間	3人
組織活性化研修	1日間	1人
コミュニケーション能力研修	1日間	1人
プレゼンテーションスキル研修	1日間	4人

研　　修　　名	日　数	受講者数
【その他派遣研修】		
JIAM「地域住民の防災力向上～平時からの取組～」	3 日間	1 人
NOMA「選挙管理事務の基本実務」	2 日間	1 人
NOMA「地方自治体のための秘書事務」	1 日間	1 人
NOMA「自治体広報の基本実務」	1 日間	1 人
JIAM 「住民税課税事務」	9 日間	1 人
NOMA「地域公共交通計画に基づく事業の評価と改善」	1 日間	1 人
JAMP「公共交通とまちづくり」	5 日間	1 人
JAMP「事業推進のためのデータ活用」	5 日間	1 人
NOMA「自治体職員のための総合計画の作成・見直し実務のすべて」	―	1 人
行政マネジメント研究所「地方自治体の職員研修設計&評価実践講座」	1 日間	1 人
JAMP「災害に強い地域づくりと危機管理」	7 日間	1 人
愛知県市町村振興協会研修センター 「今と未来の少子化対策・子育て支援」	3 日間	1 人
【自治大学校】		
自治大学校　一般研修課程第２部課程第 210 期	3ヶ月間	1 人

10　福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までについては、次のような事業を行いました。

（１）健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
その他健康管理事業	こころの健康づくりカウンセリング、ストレスチェックの実施
健康管理事業の決算額	8,204 千円

（２）伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業	事業の内容
保健事業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付　等
体育事業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚生事業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補助金の決算額	19,949 千円

（３）その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区　分	事業主体	内　容
共済制度	三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付 退職者等に対する年金の給付等 育児休業手当金・介護休業手当金等の給付 組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
	公立学校共済組合三重県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金三重県支部	令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの認定件数：10 件（市長部局等 10 件、消防部局０件、上下水道部局０件、教育委員会０件）

11　公平委員会の業務の状況

（1） 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第７条第３項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第８条第２項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
・職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
・職員の苦情を処理すること

（2） 公平委員会の業務の状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

業　務　の　種　別	要求件数	処理件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件	0 件